

議案第57号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年6月12日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後のつくば市国民健康保険税条例附則第22項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。